

2019年6月14日  
株式会社みずほ銀行

## 東日本高速道路株式会社向け「ソーシャルローン」のアレンジャー就任について

株式会社みずほ銀行（頭取：藤原 弘治）は、本日、東日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO東日本」）が調達を計画するシンジケーション方式のソーシャルローンのアレンジャーに就任しました。なお、当行がソーシャルローンのアレンジャーに就任するのは初めてです。

ソーシャルローンとは、その調達資金を「社会的課題を解決する事業」に充当することを目的としたローンです。今般、NEXCO東日本は、国際資本市場協会（ICMA）が定めるソーシャルボンド原則（※1）に準拠したソーシャル・ファイナンス・フレームワークを策定し、株式会社格付投資情報センター（以下、「R&I」）からソーシャル・ファイナンス（※2）に関する第三者評価（R&Iソーシャルボンドオピニオン）を高速道路会社として初めて取得しました。

NEXCO東日本は、これまでも高速道路事業において、「地域活性化」、「災害対策」、「交通安全の推進」、「環境保全」といった観点からも積極的に取り組み、社会に貢献しています。

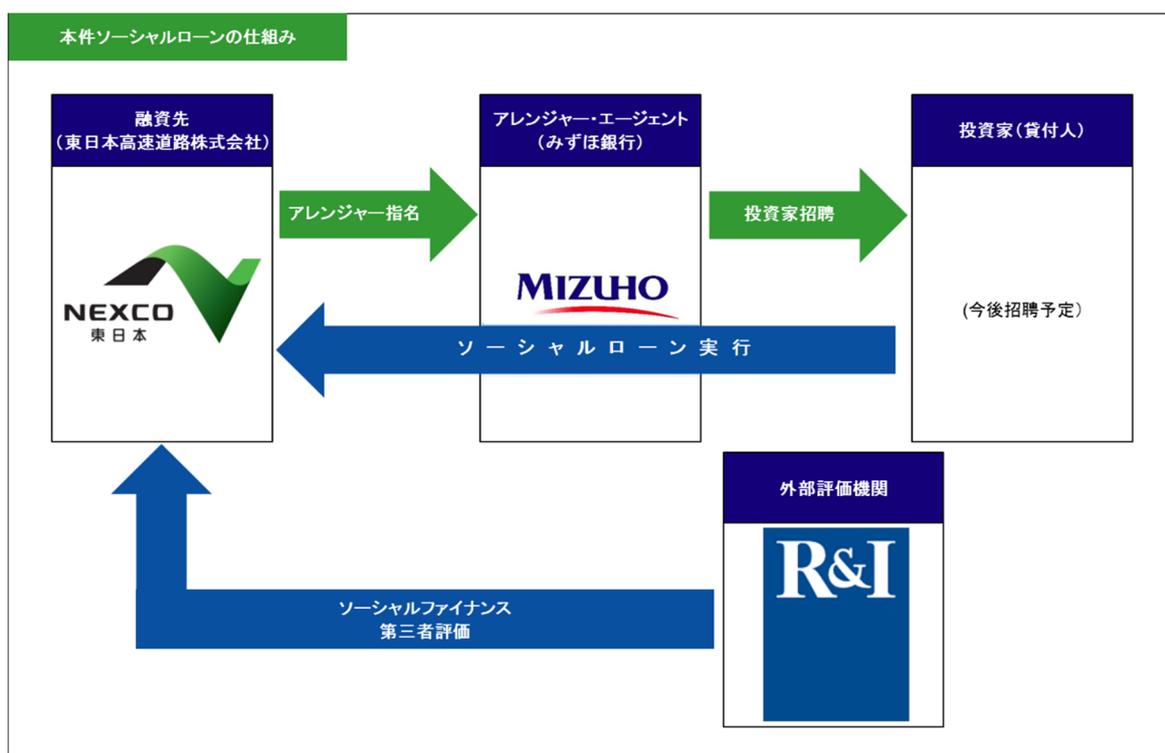
サステナビリティへの取り組みを積極的に進めている当行は、NEXCO東日本の社会課題を解決する事業を支援すべく、ソーシャルローンを組成します。

〈みずほ〉は、サステナビリティへの取り組みについて戦略との一体性を高め、グループ全体で推進する態勢を強化しています。総合金融グループとして知見を活かし、SDGs達成に貢献する事業への資金調達支援をはじめ、多様なソリューションの提供に積極的に取り組んでいきます。

### <案件概要>

融 資 先：東日本高速道路株式会社  
金 額：300億円(予定)  
契約締結日：2019年7月23日(予定)  
実 行 日：2019年7月25日(予定)  
スキーム：スキーム図参照

## 【スキーム図】



### (※1) ソーシャルボンド原則

ソーシャルボンド市場の秩序だった発展を促進するための自主的な手続きに関するガイドラインとして国際資本市場協会（ICMA）より、2017年6月に公表されたもの。

### (※2) ソーシャル・ファイナンス

調達資金の用途が、社会的課題の解決に資するものであること（ソーシャル性）を有する負債性資金調達全般（ボンドやローンを内包）を指す。

以上